

市長部局

令和2年

北秋田市監査委員公告 第1号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和元年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年6月15日

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

定期監査措置状況等報告

指摘事項等			措置状況																																																																	
<p>(1) 競争入札の参加者数について</p> <p>本年度の4月1日から11月30日までに実施された競争入札について、入札参加者数を調査したところ次の表のとおりであった。(調査対象は、市の等級格付がなされている一般土木工事、建築一式工事、ほ装工事、解体工事の4工種とした。)</p> <p>(単位：件、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事種別</th> <th rowspan="2">入札件数</th> <th rowspan="2">うち一般競争入札</th> <th colspan="6">入札参加者数</th> </tr> <tr> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般土木</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ほ装</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象は54件で、全部が条件付一般競争入札(入札参加条件：市の等級格付を有する者等)であった。入札参加者数は、1人が13件(24.1%)、2人が20件(37.0%)、3人が14件(25.9%)、4人が7件(13.0%)で、3人未満(1人と2人の合計)の入札は33件(61.1%)であった。</p> <p>工事等の契約の方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約があり、入札(随意契約の場合は見積書の徴収)参加者数に関する規定は、指名競争入札の場合は5人以上(財務規則第114条第1項)、随意契約の場合は2人以上(同第117条第1項)と定められている。一般競争入札については、参加者数に関する規定は特にないが、一般競争入札をもって原則的な契約の方法としている地方自治法の制定主旨からすれば、広く多数に入札の機会を与える方法として規定されたものと推量される。</p>			工事種別	入札件数	うち一般競争入札	入札参加者数						0	1	2	3	4	5以上	一般土木	25	25	0	6	12	2	5	0	建築一式	19	19	0	4	3	10	2	0	ほ装	5	5	0	0	3	2	0	0	解体	5	5	0	3	2	0	0	0	計	54	54	0	13	20	14	7	0	<p>(財政課)</p> <p>工事等の入札案件に対し参加者が1～2名のみの少数となる例が多くみられる傾向にあることは承知しているところです。</p> <p>しかしながら、建設業界の状況において、入札参加の意欲はあっても、手持ち工事の状況のほか、人手不足等により新規の受注を控えなければならない状況もあるようです。</p> <p>一般競争入札においても指名競争入札と同様に参加者を2名以上とする制度改正も考えられますが、上記の状況から不調が発生し、適切な工期を確保できない、災害復旧工事の発注が遅れるなどの影響が懸念されますので、もうしばらく状況を注視しながら、対応を検討してまいりたいと存じます。</p>					
工事種別	入札件数	うち一般競争入札				入札参加者数																																																														
			0	1	2	3	4	5以上																																																												
一般土木	25	25	0	6	12	2	5	0																																																												
建築一式	19	19	0	4	3	10	2	0																																																												
ほ装	5	5	0	0	3	2	0	0																																																												
解体	5	5	0	3	2	0	0	0																																																												
計	54	54	0	13	20	14	7	0																																																												

<p>さて、表の入札参加者数について考察すると、一般競争入札は入札参加者数に関する規定が存在しないことから、入札参加者が少数の場合でも手続き上の法令違反等には当たらないものの、3者未満の入札が全体の61.1%を占めている現状は、本来の制度主旨から逸脱した状況と言わざるを得ない。</p> <p>この状況に至っている原因をよく分析し、競争原理が作用すると認められる入札参加者数による入札が実施されるように、制度の改善に取り組まれない。</p>	
<p>(2) 配当予算を超えた予算執行について</p> <p>支出負担行為は歳出予算の配当額の範囲内でしか行うことができない(財務規則第54条)のであるが、「子育て世帯等移住者住宅支援事業補助金」に次のとおり配当予算を超えた不適切な予算執行が確認された。</p> <p>当該補助金に関する予算額は当初予算1,950千円と9月補正予算4,730千円の計6,680千円であり、その配当予算は当初分が4月1日に、9月補正分が10月7日にそれぞれ全額配当されている。これに対して、調査日(9月30日)現在の執行状況(支出負担行為累計額)は4,730千円であり、同日現在の配当予算額1,950千円を2,780千円超えていた。9月補正予算によってその配当日には支出超過状態が解消されているが、法令違反の事実を修正できるものではない。</p> <p>なお、他補助金の予算が同一の目・節にあり、節全体としては配当予算を超えていないことから、節内の相互の流用によれば支出超過には当たらないとする見方もケースによっては考えられるが、本件では予算補正が行われており、この措置との関連からすれば、いわゆる事前執行と判断する以外になく、認められない行為である。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>具体的な対策として、各種補助金の申請毎に当該予算差引簿を作成し、課内回覧を行います。また、係内において執行頻度に応じ概ね2週間に1回程度、事業の進捗状況及び予算執行状況の確認を行います。</p> <p>今後は、財務規則及び関係法令等に則り、事務処理するよう課員に周知徹底し、再発防止に努めます。</p>

(3) 年払(月払)報酬等の支出負担行為の遅延について

支出負担行為の遅延については、昨年度の定期監査報告書でも意見を記しており、多くは改善が見られるのであるが、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている年払(月払)報酬等については、支出負担行為として整理されていない事例が複数確認された。

支出負担行為に関する事務は、支出事務の基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。

(財政課)

今後、地方自治法及び市財務規則の規定に基づき、適正な時期に支出負担行為として事務処理するよう徹底してまいります。

(生活課)

財務規則及び関係法令等により、遅滞なく事務処理することを職員に周知徹底し、再発防止に努めます。

(医療健康課)

早期に改善するように努めます。